

## 発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野 英明
発言の会議	平成23年 3月 2日 本会議
発言の種類	質疑、一般質問、緊急質問、討論、その他
質疑等の方式	一括、一問一答
答弁を求める者	市長、教育長

### 【件名及び発言の要旨】

#### 1 財政危機の中で、財政規律を重視した予算における「ハコモノ」への市長の認識について

##### (1) 美術館・ソレイユの丘・芸術劇場について

3施設だけで毎年13億3,000万円もの管理運営コストを要する「ハコモノ三兄弟」（美術館・芸術劇場・ソレイユの丘）は本市財政に大きな負担を強いているにもかかわらず、昨年度、吉田市長は施政方針演説で全くふれず、さらには事業仕分けの対象からも外した。来年度の施政方針においても、財政規律の重視を繰り返して述べておきながら「ハコモノ三兄弟」への対応について市長は一言もふれなかった。

ア 「ハコモノ」行政の改善は吉田市長のかつての根幹であったはずだが、今回も施政方針演説で全くふれていない。なぜ、吉田市長は「ハコモノ」への対応を言及しないのか。

イ 来年度予算案では「ハコモノ三兄弟」に対してどのような対応を行ったのか。これまでも全庁的な対応を検討させたはずだが、具体的に何がどのように改善されるのか。

ウ 利益の増加・費用の削減を見込んでいるならば、それは幾らになるのか。

平成 25 年度までの本市の新たな取り組みを定めた「実施計画」「財政基本計画」「行政改革プラン」でも、「ハコモノ三兄弟」への記述が全くない。

エ 本市の重要な 3 計画に「ハコモノ三兄弟」への対応の記述が全くないのはなぜか。

オ 計画行政の重要性を訴える吉田市長が、3 計画に記述しなかったということは、今後 3 年間、何の対応もしないということか。

(2) 新たにサッカー場をつくる「(仮称) 佐原 2 丁目公園整備事業」について

既に不入斗のはまゆう公園にサッカー場が存在するにもかかわらず、財政危機の中で今、新たにサッカー場をつくることは、優先順位が明らかに間違っている。

ア 土地の購入、建設、毎年の管理運営、それぞれの費用は幾らか。

イ この建設によって、どのような効果が得られると市長は考えているのか。

ウ 市長が考える効果とは、高額な費用に見合うものなのか。

エ 市民の皆様がこんな税金の使い方を望んでいると市長は考えているのか。

2009 年 2 月に、前市長が 65 億円規模の事業費を要する新中央図書館建設を凍結したが、市議時代の吉田市長はそれを支持して市長就任後も凍結のままとした。

オ なぜ、これだけ多額の費用を要するサッカー場建設を凍結しなかったのか。図書館建設の凍結は支持したのに、新たにサッカー場建設を判断したことは理解できない。この判断基準は何か。吉田市長にとってこの 2 つの事業の違いとは何なのか。

## 2 命を守るプログラムのさらなる推進について

(1) 「自殺対策推進事業」に実効性ある対策を追加すべき必要性

について

ア 鉄道事業者への防止対策促進への取り組みについて

(ア) 直接的な防止効果が高い「鉄道駅へのホームドア設置や危険箇所へのフェンス設置等による安全確保対策」を鉄道事業者に促進するために、本市として新たな取り組みを行うべきではないか。

(イ) 自殺対策に効果があると言われる「青色照明灯の駅ホームや踏切への設置」を横浜市は鉄道事業者に補助を出すことで早期実現に成功しているが、本市も鉄道事業者に取り組みを促進する新たな仕組みをつくるべきではないか。

県の統計では、10～14歳の死因の第2位が自殺、15～39歳の死因の第1位が自殺、と若年層の自殺が非常に深刻であり、よりきめ細かな対策が必要であるにもかかわらず、本市は児童生徒を対象に24時間開設していた相談電話「ヤングテレホン横須賀」を来年度から廃止する方針を打ち出すなど、明らかに逆行している。

イ 若い世代の命を守る取り組みの必要性について

今年度から神奈川県と県教育委員会は、教職員に対しては「自殺に関する出前講座」を開始し、児童生徒に対しては自殺対策啓発冊子「(仮称)中高生のこころサポートハンドブック」を作成・配布を行う予定だが、こうした動きを受けて本市と本市教育委員会はどのような取り組みや連携を行っていくのか。

ウ 多重困難事例への対応を定期的に検討する場の必要性について

多重に困難を抱える方々の増加によって、行政の縦割を超えた取り組みが求められているが、本市では来年度から健康福祉部が2つに分割されるなど不安要素がある。また、わずか年2回開催の自殺対策連絡協議会は「情報の共有」にとどまっている。官民を超えた「多重困難事例への対応策」を定期的に検討する場が必要ではないか。

(2) 「子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業」の課題について

ア 子宮頸がん予防ワクチンの接種は義務ではなく、あくまでも任意なので、対象児童が実際に接種するかどうかは本人の意思というよりは、親や身近な大人がいかに予防接種の重要性を理解するかによって左右される。

(ア) 本事業の担当部署のこども育成部、予防接種担当の保健所、さらに教育委員会と学校現場とが部局を超えて連携しなければ予防ワクチンの接種率を上げることはできないが、親や身近な大人、教職員に対してどのような取り組みを行っていくのか。

(イ) 予防ワクチン接種がスタートしても、検診の受診勧奨は今後も継続すべきことだが、このワクチン接種を好機に検診受診率もアップさせるべく「本人はワクチン接種、『親子きょうだい』は検診へ」のような、親子家族と一緒に子宮頸がんに関心を持ってもらう啓発活動や親子での受診にインセンティブが働く仕組みが必要ではないか。

イ 本事業は、あくまでも暫定的な措置で来年度限りの時限立法だが、その重要性をかんがみると、予防接種法の改正などによる対応の恒久化が必要である。本市は政府に対して強く恒久化を求めていくべきではないか。